横浜市開発事業の調整等に関する条例新旧対照表

横浜市開発事業の調整等に関する条例をここに公布す る。

横浜市開発事業の調整等に関する条例

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

第1節 略

第2節 略

第3節 都市計画法第33条第4項の規定による予定 される建築物の敷地面積の最低限度(第34

第4節 都市計画法第33条第5項の規定による景観 計画に定められた開発行為についての制限 (第35条)

第4章 略

第5章 略

附則

第1章 総則

第1条 略

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもの のほか、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及 び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)並びに これらの法律に基づく命令の例による。

(1) 略

(2) 開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからエまで 略

オ 斜面地開発行為(横浜市斜面地における地下室 建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平 成16年3月横浜市条例第4号)第2条第2項第2 号に規定する斜面地開発行為をいう。以下同じ。)

(3)から(8)まで 略

第3条から第5条まで 略

(公益上必要な開発行為を行う者の責務)

第6条 法第29条第1項第2号及び第3号に規定する開 発行為を行う者は、当該開発行為が法第33条第1項に 規定する基準に適合するよう努めなければならない。

第7条 略

第2章 略

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等 第1節から第3節まで 略

> 第4節 都市計画法第33条第5項の規定による 景観計画に定められた開発行為につい

ての制限

第35条 法第33条第5項(法第35条の2第4項におい 第35条 削除

横浜市開発事業の調整等に関する条例をここに公布す る。

横浜市開発事業の調整等に関する条例

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

第1節 略

第2節 略

第3節 都市計画法第33条第4項の規定による予定 される建築物の敷地面積の最低限度(第34 条・第35条)

第4章 略

第5章 略

附則

第1章 総則

第1条 略

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもの のほか、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及 び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)並びに これらの法律に基づく命令の例による。

(1) 略

(2) 開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからエまで 略

オ 斜面地開発行為(横浜市斜面地における地下室 建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平 成16年3月横浜市条例第4号)第2条第2項第2 号に規定する斜面地開発行為をいう。)

(3)から(8)まで 略

第3条から第5条まで 略

(公益上必要な開発行為を行う者の責務)

第6条 法第29条第1項第2号及び第3号に規定する開 発行為を行う者は、当該開発行為が法第33条第1項各 号に規定する基準(第34条に定める制限を含む。)に適 合するよう努めなければならない。

第7条 略

第2章 略

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等 第1節から第3節まで 略

て準用する場合を含む。)の規定に基づき、次に掲げる 景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第 1項に規定する景観計画をいう。)に定められた開発行 為についての制限は、開発許可の基準とする。ただし、 市長が、良好な景観の形成上支障がないと認め、又は公 益上やむを得ないと認めるときは、当該基準の全部又は 一部を適用しないことができる。

- (1) 切土又は盛土によって生じる法の高さの最高限度 は、法の下端の位置が道路との境界線から水平距離1 メートル以内にある場合にあっては3メートルとし、 その他の場合にあっては5メートルとすること。
- (2) 適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面 積に対する割合の最低限度は、15 パーセントとする こと。
- 2 前項の規定は、次に掲げる開発行為ついては、適用しない。
 - (1) 開発区域の面積が 500 平方メートル未満の開発行 為
 - (2) 斜面地開発行為
 - (3) 開発区域の全体が次に掲げる土地により構成され る開発行為
 - ア 不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条 第18号に規定する地目(以下このアにおいて「地 目」という。)が過去5年間山林以外の地目である 土地(過去5年間に山林から山林以外の地目へ登記 の変更又は訂正が行われた土地を除く。)
 - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第 10号に規定する土地課税台帳に登録された地目(以下このイにおいて「地目」という。)が過去5年間 山林以外の地目である土地
- 3 第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積は、 規則で定めるところにより、植栽する樹木の種類に応 じ、当該樹木の本数に換算することができる。

第36条以下 略

第36条以下 略

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
F '	2- 11
横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則
(適切な植栽が行われる土地の面積の植栽する樹木の	
本数への換算)	
第25条 条例第35条第3項の規定による換算は、同条第	
1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積1平方メ	
<u>ートルを、次の各号に掲げる樹木の種類に応じ、当該各</u>	
号に掲げる樹木の本数に換算することにより行うもの	
<u>とする。</u>	
<u>(1)</u> <u>高木</u> <u>0.1 本</u>	
(2) 中木 0.5本	
(3) 低木 2.5本	
(閲覧の場所及び日時)	(閲覧の場所及び日時)
第 26 条 (本文省略)	第 25 条 (本文省略)
(命令)	(命令)
<u>第 27 条</u> (本文省略)	<u>第 26 条</u> (本文省略)
(身分証明書の様式)	(身分証明書の様式)
<u>第 28 条</u> (本文省略)	<u>第 27 条</u> (本文省略)
(委任)	(委任)
<u>第 29 条</u> (本文省略)	<u>第 28 条</u> (本文省略)

一般承継届出書

(届出先) 横浜市長	年 月 日	
横浜市開発事業の調整等に関する条例第 22 とおり届け出ます。	住所 届出者 氏名 即 電話 () (担当者氏名及び連絡先) 条第1項の規定により、開発事業計画に関する同意に基づく地位を承継しましたので、次の	
1 開発事業受付番号	第 号	
2 同意の年月日	年 月 日	
3 開発事業区域に含まれる地域の名称		
4 被承継人の住所、氏名及び承継人との続	柄続柄	
5 承継年月日	年 月 日	
6 承継の原因		
※受付処理欄		
受付年月日	年 月 日	
(注音) 1 翌冬オストレビトN 氏名の記		

- - 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 3 届出者及び被承継人の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 登記事項証明書
 - 4 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記簿謄本を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記簿謄本及び承 継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び承継の原因を証する書類を、それぞれ添付してください。

(表)

第号

身 分 証 明 書

所属名 職 名 氏 名

年 月 日生

上記の者は、横浜市開発事業の調整等に関する条例第40条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明します。

年 月 日

横浜市長

印

(縦6センチメートル、横8センチメートル)

(裏)

横浜市開発事業の調整等に関する条例(抜粋)

(報告等の徴収及び立入検査)

- 第40条 市長は、前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は工事請 負人から開発事業に関する工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員 をして開発事業区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。